

民生委員とケアマネジャーの連携 情報共有同意書の使い方ガイド

名古屋市公式ウェブサイト（中川区からのお知らせ）
から様式等がダウンロードできます。

中川区 民生委員ケアマネジャーの連携



<http://www.city.nagoya.jp/nakagawa/page/0000105746.html>

中川区地域包括ケア推進会議
孤立（虐待）防止ネットワーク部会

情報共有の目的

民生委員とケアマネジャーが連絡を取り合い、介護サービスを利用して在宅生活する高齢者の必要な情報を共有・連携することで、高齢者のよりよい支援につなげる。



民生委員・ケアマネジャーは どんな活動をする人？

民生委員について

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして活動する非常勤の地方公務員です。すべての民生委員は児童委員も兼ねており、子どもに関わる支援活動も行っています。

<主な活動内容>

地域住民の一員として、担当する区域で地域の方の生活上の様々な相談に応じ、利用できる福祉サービスなどの情報提供や行政等の専門機関を紹介する「つなぎ役」です。ひとり暮らし高齢者などを訪問し、見守り活動を行うとともに、子どもたちへの声かけも行っています。

ケアマネジャーについて

介護保険法に定められた研修を受講し、要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた専門職です。

<主な活動内容>

高齢者の要支援や要介護と認定された高齢者を定期的に訪問し、心身の状況を把握し、相談に応じるとともに、ヘルパーやデイサービスなどの介護サービスを受けられるよう、ケアプラン(介護サービスの提供計画)の作成や、行政・介護事業者・施設等との連絡調整を行います。

個人情報のやり取りについて

個人情報とは生存する個人に関する情報で、氏名・住所・その他の情報の組み合わせで特定の個人を識別できるものをいいます。また、マイナンバーや介護保険証の被保険者番号など特定の個人を識別できる情報を個人識別符号といい、これも個人情報にあたります。

個人情報はその人の人格に結び付いた情報で守られるべき大切なものです。一方、個人情報保護への過剰反応がその人の利益を妨げる場合もあります。「個人情報の有用性」と「個人の権利利益の保護」のバランスをとって適切に情報共有することが必要となります。

個人情報を共有する時に大切なこと

○ 情報共有する目的や想定される状況を本人や家族によく説明する

支援活動のどんな場面で誰と情報共有するかを説明し、同意や信頼を得ることが、本人と家族の安心につながります。

○ 支援に必要な範囲を考えて情報共有する

支援に必要なのない、本人や家族の行動や思想信条は情報共有の対象外です。逆に、本人の安否などの情報全てを対象外とすると十分に連携できません。今、何を伝えられるかを考えることで、情報共有の質が高まります。

○ 情報共有者間の信頼関係を築く

情報共有者が互いに、高齢者支援をする上での相手の立場や本人・家族との関係性を理解することで、安心して連携する関係がつくられます。

**情報共有の同意を得ること、伝えるべき情報を意識することは
充実した支援の提供や緊急時の対応において大変重要です。**

情報共有同意書の取得方法について

1 対象者

中川区在住の次の方を対象とします。

- ① 65歳以上の単身世帯
- ② 75歳以上のみ世帯

2 取得に際しての留意事項

- ケアマネジャー又は民生委員は、対象者（又は代理人）に趣旨を説明し、同意書を取得してください。
- 連携する必要が生じた際、速やかに情報共有できるように居宅介護支援契約締結時や、高齢者から相談を持ちかけられた時など、早いタイミングでの取得をお願いします。
- 取得した同意書は、民生委員とケアマネジャー双方で内容を確認し、原本をケアマネジャーが保管し、写しを対象者（又は代理人）に交付してください。また、必要に応じて民生委員は写しを保管してください。

※担当民生委員・ケアマネジャーが分からない時は区役所福祉課（地域包括ケア担当）へお問い合わせください。

- 各居宅介護支援事業所と対象者との居宅介護支援契約の規定の中で、民生委員との情報共有が可能な場合は、この同意書を改めて取得する必要はありません。

3 情報共有の流れ

(1) ケアマネジャーが民生委員に情報共有を依頼する場合

ケアマネジャー 対象者 Aさん
(又は代理人)



趣旨を説明して情報共有の同意を得る。

(同意書又は契約書等)

- ※ 居宅介護支援契約の規定の中で、民生委員との情報共有（取得・提供）が可能な場合、同意書は不要
- ※ 同意書は居宅介護支援事業所が契約書等と共に保管し、写しを対象者に交付してください。

Aさんと急に連絡がとれなくなったけど、地域の担当民生委員さんは何か知らないかしら



Aさんのサービス計画を立てるのに地域での暮らしぶりを知りたい

担当民生委員がわからない場合

本人からの聞き取り等によって担当民生委員がわかった場合

ケアマネジャー



区役所



- ① 同意書(契約書等)と身分証明書を提示
- ② ①を確認した上で、区役所がケアマネジャーに担当民生委員の連絡先を提供

ケアマネジャー

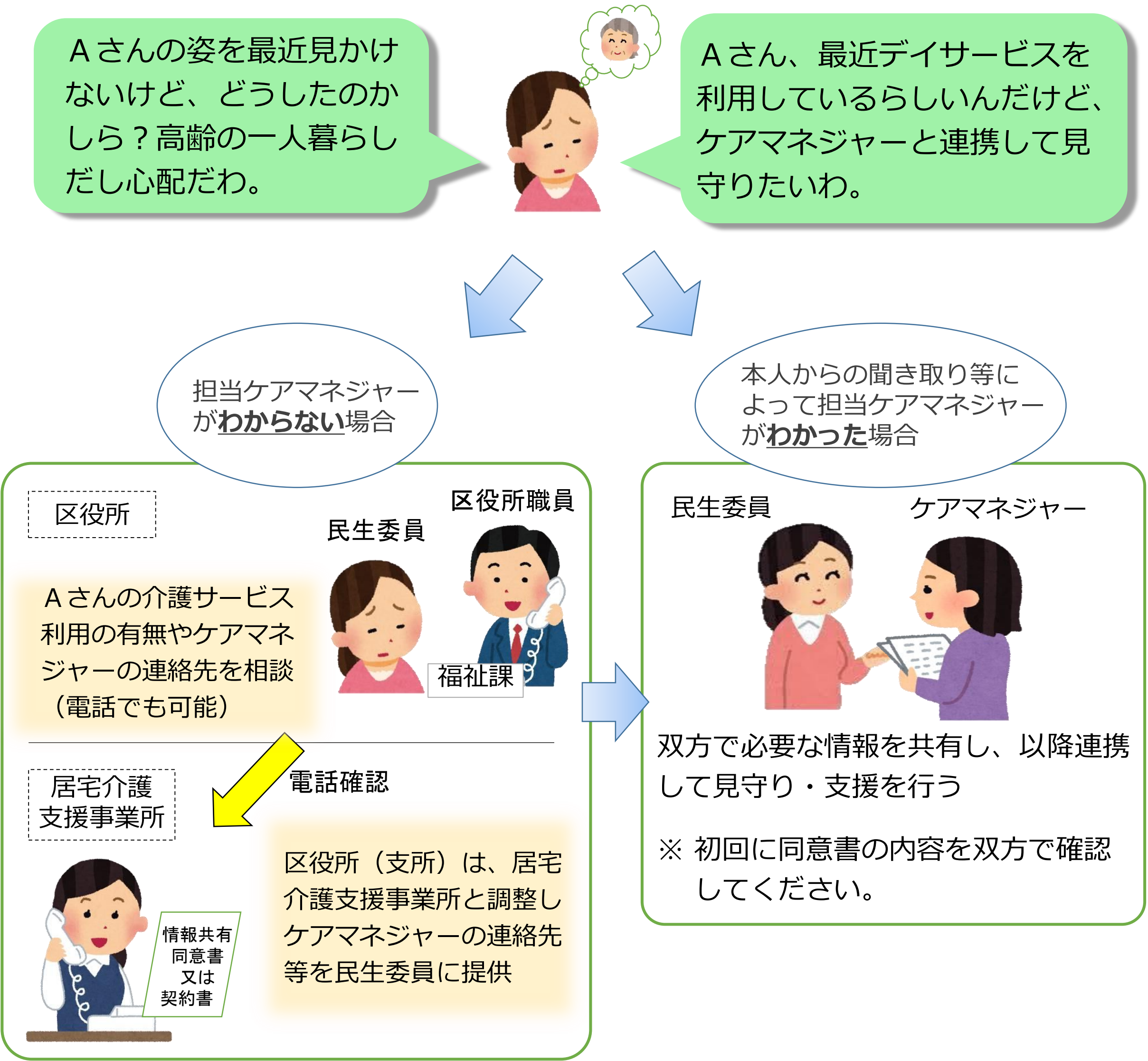
民生委員



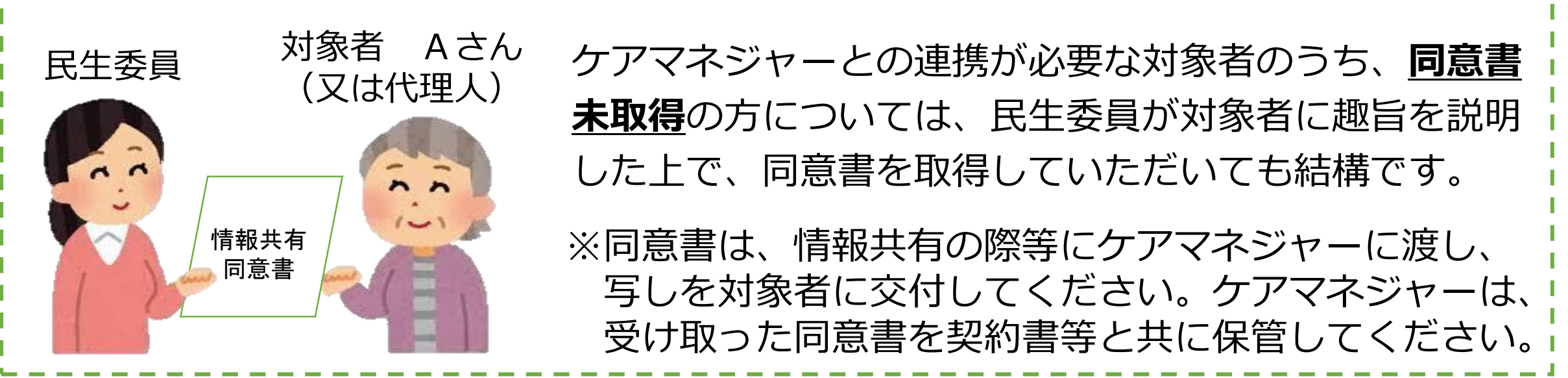
双方で必要な情報を共有し、以降連携して見守り・支援を行う

※ 初回に同意書を民生委員に提示(必要の場合は写しを渡してください。)

(2) 民生委員がケアマネジャーに情報共有を依頼する場合



民生委員による同意書の取得について



4 情報共有同意書の記入例

(1) 表 面（あて先以外は本人又は代理人が記入）

情 報 共 有 同 意 書

- (1) この同意書は、あなたが介護サービスを利用しながら
ご自宅で安心して暮らしていただけるよう、支援する
ことを目的にしたものです。
- (2) 担当ケアマネジャーとお住いの地域を担当する民生委員
が、あなたの在宅生活を支援する中で**必要がある場合に**
連絡をとりあい、あなたの情報を共有します。

【情報提供同意欄】

- ☐ 担当地区民生委員あて
- ☒ 居宅介護支援事業所あて（事業所名： 〇〇居宅介護支援事業所）

『情報共有同意書』に関する内容について説明を受け、在宅生活を
支援するために必要な私の情報を、担当民生委員とケアマネジャー
の間に共有されることに同意します。

令和 年 月 日

本人氏名： 中川 太郎

（代筆可）

※代理人が本人氏名を代筆した場合は以下に代理人の情報を記入

代理人	住 所	中川区高畑一丁目223番地		
	氏 名	中川 花子	本人との関係	妻
	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		

この例ではケアマネジャーが同意書
を取得する場合です。

代理人は、本人の親族
又は成年後見人を原則
とします。

《本件に関するお問い合わせ先》

中川区役所福祉課 地域包括ケア推進担当
〒454-8501 中川区高畑1-223
電 話：052-363-4415
FAX：052-352-7824



（中川区公式キャラクター ナッピー）

(2) 裏 面 (ケアマネジャー又は民生委員が記入)

《対象者の情報》

ふりがな	なかがわ たろう	生年月日	☐ 大正 ☒ 昭和
氏 名	中川 太郎		10 年 5 月 5 日生
住 所	中川区高畑一丁目223番		
電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		

上記情報の記入者

☐ 担当地区民生委員	氏 名： 電話番号：
☒ 居宅介護支援事業所	事業所名： 〇〇居宅介護支援事業所 電話番号： (052) △ △ △ - □ □ □ □ 担 当 者： 富田 二郎

情報共有同意書使用ガイドライン

ガイドラインの内容を
本人又は代理人に必ず
説明してください。

- 1 対象者
この情報共有同意書（以下「同意書」といいます。）の対象は、中川区在住の 65 歳以上のひとり暮らしの方及び 75 歳以上で構成された世帯の方とします。
- 2 目 的
この同意書は、あなたがご自宅で安心して暮らしていただけるよう、お住いの地域を担当する民生委員（以下「民生委員」といいます。）とあなたの担当ケアマネジャー（以下「ケアマネジャー」といいます。）とが、必要がある場合に連絡をとりあい情報を共有し合いながら支援することを目的にしたものです。
- 3 同意書の取扱い
(1) 同意書は、ケアマネジャーまたは民生委員が、ご本人（あなた）または代理人に対して同意を得ます。
(2) 同意書は、原則ケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業所（以下「事業所」といいます。）が保管しますが、必要に応じて、民生委員が写しを保管する場合があります。
- 4 共有する情報の範囲
この同意書に基づいて共有する情報は、あなたの介護サービスの利用状況、サービスの利用先及びご家族の連絡先などの個人情報のうち、ケアマネジャーと民生委員が、あなたの在宅生活を支援する中で必要な情報とします。
- 5 秘密保持
事業所及び民生委員が、この同意書に基づいて知った情報を漏らすことはありません。
- 6 緊急時等の対応
緊急時や災害時などの安否確認や生命、財産の保護のために必要である場合は、区役所、消防署、警察署など関係機関及び地域関係者が連絡を取り合い、必要な情報を提供し安否確認など対応を行います。